

2023年12月19日

各 位

会 社 名 株式会社ゼネラル・オイスター
代 表 者 名 代表取締役社長 吉田 秀則
(コード番号：3224 東証グロース市場)
問 合 せ 先 経営管理本部本部長 境 大策
(TEL.03-6667-6606)

外部専門委員会の答申書受領に関するお知らせ

当社は、2023年10月25日付け適時開示「外部専門委員会の設置及び外部専門委員会委員の選任に関するお知らせ」（以下「2023年10月25日付け適時開示」といいます。）でお知らせいたしましたとおり、当社は、新規事業の開始を検討するに当たって、当社の業務執行を行う経営陣から独立性を有する当社社外取締役2名及び当社から独立した社外の専門家・有識者2名によって構成される外部専門委員会を設置し、新規事業の開始の是非について諮問いたしました。そして、本日付けで、外部専門委員会から答申書を受領しましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 外部専門委員会の答申内容について

外部専門委員会の答申内容及びその理由につきましては、添付の答申書の概要を御参照ください。

なお、当該答申書においては、ビジネス上の機密情報を除き、その概要を開示しております。

2. 今後の見通しについて

当社取締役会は、外部専門委員会からの答申を踏まえて、新規事業を開始することの是非について検討することを予定しています。

なお、当社取締役会が、皆様に開示すべき事項を決議した場合、適時適切に開示することを予定しています。

答申書の概要

第1 外部専門委員会の概要

1 外部専門委員会設置の経緯

外部専門委員会は、株式会社ゼネラル・オイスター（以下「当社」という。）と当社の株主である株式会社ネクスタ（以下「提案株主」という。）は、2022年5月31日付け適時開示「株式会社ネクスタ（匿名組合口）（ネクスタ匿名組合営業者）による株主提案権の行使の取下げ及び同社の合意書の締結に関するお知らせ」のとおり、当社が新規事業の開始を検討するに当たっては、外部専門委員会を設置し、同委員会に対する諮問及び同委員会の勧告を踏まえて、最終的に取締役会で決議をすることを合意していることから（以下「本件合意」という。）、当社取締役会から新規事業として太陽光発電所の権利売買事業を開始の是非につき答申する旨、諮問を受けた。

2 諮問事項

新規事業として太陽光発電所の権利売買事業を開始することの是非。（諮問事項1）

その他当社の中長期的な企業価値ないし株主の共同の利益の向上を実現するために外部専門委員会が必要と考える事項。（諮問事項2）

3 当委員会の構成

委員長：浅枝 謙太（弁護士、当社社外取締役、牛込橋法律事務所 パートナー）

委員：佐藤 秀樹（弁護士、当社社外取締役、弁護士法人みやび 代表弁護士）

委員：吉岡 亮治（公認会計士、吉岡公認会計士事務所 代表）

委員：上符 勝弘（オリジナル設計株式会社社外取締役）

第2 答申の概要

1 答申内容

当社が太陽光発電所の権利売買事業を開始することは、株主利益の観点から株主及び少数株主に不利益なものではなく、支障は認められない。

諮問事項 2 の「その他当社の中長期的な企業価値ないし株主の共同の利益の向上を実現するために外部専門委員会が必要と考える事項」として、当社が新規事業の開始を検討するに当たって、今後、本件合意に基づき、外部専門委員会の設置を必要とするものの当否を検討する必要があると考えたことから、その当否について検討したところ、当社が新規事業の開始を検討するに当たって、今後、本件合意に基づき外部専門委員会を設置する必要性は認められない。

2 答申の理由

(1) 本件事業の概要

- 当社取締役会から開示された資料によれば、本件事業は、太陽光発電所の権利売買事業である。特に、当社が情報を取得した本件事業に係る案件（以下「当該案件」という。）は、当社が、太陽光発電所製造業者から土地を購入した上で、太陽光発電所製造業者に対し、同土地上に太陽光発電所の製造を委託する。そして、当社が、売電事業者に対して、土地及び太陽光発電所設備を譲渡するという内容である。
- そして、当社取締役会から開示された資料及び契約書によれば、当該案件は、当社が、太陽光発電所製造業者に対して、土地の売買代金及び太陽光発電所の製造代金を一括して支払い、その後、当社は、売電事業者から、契約締結時に 40%、太陽光発電所の設備完成時に 40%、電力連係時に 20%の譲渡代金を受領するという内容である。

(2) 本件事業における各種リスクの検討

本件事業における各種リスクについて、対応策を講じる体制が整備されているか、本件事業を行うに当たって実現可能性が認められるか否かについて、下記のとおり検討し、当社が太陽光発電所の権利売買事業を開始することは、株主利益の観点から株主及び少数株主に不利益なものではなく、支障は認められないと判断した。

- 本件事業は、当社が売電事業者との間で契約を締結することができない場合、不良在庫を抱えるリスクがある。当社取締役会から開示された資料及び契約書によれば、当社が、太陽光発電事業者との契約締結から 1 か月以内に、売電事業者との間で土地及び太陽光発電設備の売買に関する契約書を締結しなかった場合、当社は、太陽光発電事業者との間の契約を解除し、代金の返還を請求することができるとする特約を契約に規定することが予定されている。そのため、当社が、売電事業者との間で土地及び太陽光発電設備の売買に関する契約書を締結できなかった場合には、太陽光発電事業者との間の契約を解除することによって、上記リスクを回避することが可能であると評価することができる。

- 当社は、売電事業者に対して、土地及び太陽光発電設備を引き渡す債務を負担する。そのため、太陽光発電所設備の製造工事が完了しないなどの事情により、当該債務が債務不履行となるリスク、それによって売電事業者から譲渡代金を受領できないリスクを負担する。上記リスクに対する対応策として、太陽光発電所設備の製造工事を管理する方法が考えられる。当社は、太陽光発電所の製造工事の管理に係る業務フローを作成し、各製造段階における管理内容を整理した上で、当該管理業務に従事した経験を有する従業員を確保する体制が整備されているなど太陽光発電所の製造工事を管理する体制が構築されており、上記リスクに対する対応策として十分な体制が整備されていると評価することができる。
- 当委員会において、会計及び税務面におけるリスクについて、①収益の認識時期の問題及び②収益の計上額についての問題が指摘された。当委員会は、上記①収益の認識時期の問題及び②収益の計上額の問題について、慎重な判断を行うため、会計及び税務に関する専門的知見を有し、当社から独立した第三者である東京フィナンシャルアドバイザーズ株式会社（以下「TFA 社」という。）に対し、本件事業における①収益の認識時期の問題及び②収益の計上額を調査・報告することを委託した。TFA 社は、当委員会に対し、①収益の認識時期の問題については、電力連係が完了した時点、②収益の計上額については、最終購入者への売却価額の総額により計上すべきであること、税務上も同様の処理となる旨の報告を行った。当委員会は、上記 TFA 社からの報告に基づき検討した結果、本件事業を行うにあたり、会計上及び税務上問題となることが指摘された①収益の認識時期の問題及び②収益の計上額についての問題について対応方法が確認されたことから、会計面及び税務面のリスクは対応可能であると評価することができる。
- 本件事業上のリスクとして、①太陽光発電所設備の製造について、行政上の許認可を得ることができないというリスク、②電力会社を通じた電力連係が完了しないリスクが考えられる。上記リスクの対応策としては、①事前に行政上の許認可の要否、行政上の許認可を得ることができるか否かなどを調査・確認する、②事前に電力会社に対して電力連係に必要な費用を支払っているか否かを確認するという対応策が考えられる。当委員会は、当社取締役会から、当該案件に関する調査報告書を受領し、その内容を検討した。同調査報告書は、当該案件について、①各種法令上の許認可の要否、当該取引物件の土地が所在する地方公共団体における太陽光発電所の設置に関する規制・基準に適合していることを確認し、②電力会社に対して、電力連係に必要な費用を既に支払っていることを確認している。したがって、当社は、新規事業に係る案件に関して、上記リスクに対応することが可能な体制が整備されていることと評価することができる。
- 当委員会は、当該案件における当該物件損益に基づき検討し、本件事業の実現可能性として、①当該案件における相手方が、本件事業に関する取引実績を有しているか、

②当該案件における相手方の財務状態が信用できるか（特に売電事業者が、当社に対し、譲渡代金を支払うことができる財務状態であるか否か）という点について検討する必要があると考えたことから、当社取締役会に対し、上記①②に関する資料を開示するよう求めた。それに対して、当社取締役会は、当委員会に対し、当該案件の相手方の財務状態に関する調査報告書を提出した。同調査報告書は、①当該案件の相手方である太陽光発電事業者及び売電事業者がそれぞれ太陽光発電所の権利売買事業に係る取引実績を有していることを確認し、②当該案件の相手方である太陽光発電事業者及び売電事業者の財務状態が信用できるものであることを確認している。特に、当該案件の売電事業者が十分な利益剰余金を有していることを確認している。したがって、当該案件における相手方が、①本件事業に関する取引実績を有しており、②財務状態が信用できることを確認できる。特に、売電事業者が、当社に対し、譲渡代金を支払うことができる財務状態であることも確認できる。よって、当該案件の相手方について、取引の実現可能性を欠くとする事情は認められない。

(3) その他当社の中長期的な企業価値ないし株主の共同の利益の向上を実現するために外部専門委員会が必要と考える事項についての検討

ア 当委員会が、当社が新規事業の開始を検討するに当たって、今後、本件合意に基づき、外部専門委員会の設置を必要とすることの当否を検討した理由

当委員会は、下記の事情が認められることから、諮問事項 2 の「その他当社の中長期的な企業価値ないし株主の共同の利益の向上を実現するために外部専門委員会が必要と考える事項」として、当社が新規事業の開始を検討するに当たって、今後、本件合意に基づき、外部専門委員会の設置を必要とすることの当否を検討し、答申することを決定した。

- 本来、株主に対して経営責任を負うのは取締役会及び代表取締役であり、新規事業の開始についても同様に、経営判断を行い、その責任を負うのは当社取締役会及び代表取締役である。
- そして、当社は、現在、当社経営陣と当社株主が対立しておらず、本合意書が締結された状況から大きく変化していることが認められる。また、当社が新規事業の開始を検討する度に、外部専門委員会を設置しなければならないとすると、外部専門委員に対する費用及び外部専門委員会が検討する時間を要し、当社経営陣による迅速かつ機動的な経営判断の支障になり得る。

イ 本合意書に基づく外部専門委員会の設置の要否に関する検討

本合意書が締結された経緯、当社が新規事業を開始するに当たって本件合意に基づき外

部専門委員会の設置する必要性及び当社の現在の状況について、下記のとおり検討したことから、今後、本件合意に基づき外部専門委員会を設置する必要性は認められないと判断した。

- 当社は、提案株主から 2022 年 6 月開催の当社第 22 回定時株主総会において株主提案を行う旨の書面を受領し、同株主提案の目的が当社の事業を変更することにあることが窺われたことから、株主の皆様が同株主提案の是非を判断するための適切な情報と時間を確保するため、提案株主との間で、同株主提案を取り下げ、新規事業の検討及び提案を凍結し、新規事業の開始に当たっては、外部専門委員会を設置し、同委員会に対する諮問及び同委員会の勧告を踏まえて、最終的に取締役会で決議をすることを内容とする合意書を締結した。
- 本来、株主に対して経営責任を負うのは取締役会及び代表取締役であり、株主提案に伴うものではない新規事業の開始は、当社取締役会が、時間をかけて情報を収集し、その是非を判断することができる内容である。そのため、株主提案に伴うものではない新規事業の開始については、株主の皆様が同株主提案の是非を判断するための適切な情報と時間を確保する必要性がないと考えられる。また、株主提案に伴うものではない新規事業の開始については、経営陣と株主との対立構造が認められないため、経営陣の恣意性を排除するため、外部の専門家の意見を取得する必要性も乏しいと考えられる。
- そして、当社は、2023 年 5 月 15 日付け適時開示『「継続企業の前提に関する注記」の記載解消に関するお知らせ』のとおり、営業損失が継続する状況を解消し、また、2024 年 3 月期においても、外部環境等の改善から営業黒字を継続できる見通しであり、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況は完全に解消したと考えられる。当社は、これを受けて、当社における中核事業である飲食店事業は維持した上で、更なる当社の中長期的な企業価値ないし株主の共同の利益の向上を実現するため、当社における事業内容を精査・分析し、今後の事業展開について検討し、迅速かつ機動的な経営判断が必要を行う必要があると考えられる。したがって、当社が、新規事業を開始するに当たって、今後、本件合意に基づき外部専門委員会の設置する必要性は乏しく、迅速かつ機動的な経営判断の支障となり得る。

以 上